

土木設計業務等委託契約における 設計変更事例集

平成29年3月
福島県土木部

福島県では、土木設計業務等の発注関係事務の適切な運用を図るため、「土木設計業務等委託契約における設計変更ガイドライン」を平成29年3月に策定しました。

この「土木設計業務等委託契約における設計変更ガイドライン」の理解を助けるため、「土木設計業務等委託契約における設計変更事例集」を作成しましたので、受発注者間の協議等での参考としてください。

なお、土木設計業務等は自然条件等の制約や多様な関係者との調整の中で実施するため、必ずしも事例集と同様の変更契約ができるものではないことをご理解願います。

1. 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

NO	事案	経緯	対応
1	基準点測量の選定について	基準点測量に係る等級選定、電子基準点測量の実施、水準測量の実施が適正に計上されていなかった。	公共測量は、「福島県公共測量作業規程」に基づき実施することが基本である。作業規定及び現地条件を確認し、設計図書の脱漏と判断された時点で、契約書第18条第1項第二号に基づき変更できる。
2	サンプリング孔の追加削孔について	機械ボーリング箇所(φ66mm)でのサンプリングの実施や、サンプリングのための機械ボーリング(ノンコア)が計上されていなかった。	積算基準ではオールコアボーリングを標準としているが、サンプリングを実施するためには、ノンコアボーリングを計上しなければならない。また、調査種別及び規格に応じた孔径でのボーリングを実施する必要がある。設計図書の誤謬及び脱漏と判断された時点で、契約書第18条第1項第二号に基づき変更できる。
3	道路詳細設計時の予備設計について	「予備設計あり」で道路詳細設計を受注したが、概略設計までしか実施していなかった。	道路詳細設計にあたっては、概略設計→予備設計→詳細設計が基本であり、予備設計を省略する場合は、「予備設計なし」の歩掛を適用するべきである。設計図書の誤謬と判断された時点で、契約書第18条第1項第二号に基づき変更できる。
4	砂防予備設計の現地調査について	砂防予備設計において、必須である現地調査(溪流断面調査、流木発生状況調査、粒径調査)が計上されていなかった。	設計を実施するに当たり、必要な調査が計上されておらず、設計図書の脱漏と判断された時点で、契約書第18条第1項第二号に基づき変更できる。

2. 設計図書の表示が明確でない場合

NO	事案	経緯	対応
1	オールコア、ノンコアボーリングの条件明示の不備について	設計図書において、オールコアボーリングかノンコアボーリングか条件明示されていない。また、ノンコアボーリングで計上しているにも関わらず、オールコアボーリングを指示された。	「地質調査共通仕様書」において、目的に適合した調査方法を選択のうえ、その適用を特記仕様書に明記することとなっている。設計図書の表示が明確でない場合は、契約書第18条第1項第三号に基づき変更できる。
2	河川条件が不明確	橋梁および道路設計において、河川条件が設計図書に明示されておらず、河川条件設定のための検討が必要となった。	設計を実施する上で必要な条件が明確でない場合は、契約書第18条第1項第三号に基づき変更できる。

3. 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合

NO	事案	経緯	対応
1	現地測量の追加について	既存平面図と現地の地形で相違があり、現地測量を追加する必要が生じた。	業務を行うに当たり、「履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること」に該当する事実を発見したときは、契約書第18条第1項第四号に基づき変更できる。
2	足場計画と現地の不一致について	調査ボーリングのための足場工について、当初設計では平坦地足場で計上されていたが、現地を精査した結果、傾斜地足場が必要であった。	〃
3	追跡調査の追加について	現地踏査より、地すべりの可能性が懸念されたため、観測・調査を追加する必要が生じた。	〃
4	設計項目の追加について	道路概略設計において、関係機関との協議の中で複数ルートで同レベルの設計図面(平面、縦断、横断)を作成する必要が生じた。	〃
5	協議未了に伴う道路予備修正設計の追加	道路予備設計B後の詳細設計にも関わらず、関係機関との協議がなされておらず、構造形式、幅杭位置の変更が生じた。	〃
6	道路設計範囲の変更について	公安協議により、新たに交差点とみなすべき箇所が追加されたため、右折車線等の設置が必要となり、本線設計の範囲が延長となった。	〃
7	道路構造物設計における構造形式の変更について	当初設計では擁壁工で設計されていたが、地盤が軟弱であったため、構造形式を変更する必要が生じた。	〃
8	設計項目の変更について	当初発注は法面工設計であったが、現地の災害形態は落石であったため、落石対策設計に変更する必要が生じた。	〃
9	設計項目の変更について	当初発注は落石対策設計であったが、現地を精査した結果、対策範囲が広くなり、落石対策設計の他、法面工詳細設計も行う必要が生じた。	〃
10	樋門詳細設計の変更について	樋門詳細設計において、築堤位置が排水路上にあったため、設計の修正を行う必要が生じた。	〃
11	指針改定等に伴う既存設計の見直し	指針改定等により、既存の設計成果をそのまま後続作業に引用できないため、既存成果を修正する必要が生じた。	〃
12	予備設計の追加について	構造物設計において、当初発注は詳細設計のみであったが、現地条件を確認の結果、予備設計の工法比較選定の必要が生じた。	〃
13	調査項目の追加について	構造物の変状を推定するにあたり、道路面下の空洞調査の必要が生じた。	〃

4. 発注者が必要であると認め、設計図書の内容を変更する場合

NO	事案	経緯	対応
1	設計項目の変更	設計検討の結果、擁壁等の新たな工種の追加や、当初必要と考えていた工種が不要となった。	発注者は履行途中において、業務内容の追加・変更の内容が生じた場合、契約書第19条に基づき変更する。その際には業務の内容を明確に指示書で受注者へ通知し、設計変更の取扱いも適切に明示する。
2	設計数量の変更	設計検討の結果、設計延長や数量が増減したことに伴う変更があった。	〃
3	施工、条件変更による既存設計の修正	当初、構造物詳細設計で発注されたが、施工計画を考慮した構造検討(極力、交通規制しない構造形式選定)が必要となったため、予備設計を追加した。	〃
4	測量、地質調査の追加	構造物詳細設計において、詳細地形図、地質調査が実施されておらず、協議をし、別業務で実施した。	原契約(詳細設計)と関連の薄い業務であると判断した場合は、設計変更ではなく別途発注により対応する。 ※関連の薄い業務とは、実施体制が大きく変更となる場合を目安とする。

5. 業務中止の場合

NO	事案	経緯	対応
1	一時中止の指示	関係機関との協議が思うように進まず、回答待ちの期間が長くなった。	受注者の責めに帰さない事由により、業務を行うことができないと認められるため、契約書第20条により業務を中止する。
2	天災が発生した場合	被災箇所の調査等の緊急対応が生じた。	〃

6. 受注者の請求による履行期間の延長の場合

NO	事案	経緯	対応
1	関連機関協議を踏まえた条件設定	関係機関協議によって設計条件を決定する必要があったが、関係機関との調整に時間を要したため、工程が遅延した。	受注者の責めに帰ることができない場合であるため、契約書第22条に基づき変更できる。
2	工期の延伸について	関係機関協議が長引き、道路縦断線形の決定までに想定以上の期間(3箇月程度)を要したため、工期の延伸が必要となった。	〃

7. 発注者の請求による履行期間の短縮等の場合

8. 「設計図書の点検」の範囲を超える場合

NO	事案	経緯	対応
1	既存設計の照査及び修正	既存設計の不備を発見し、業務内で指摘した。	誤りの原因が発注者の責による場合は発注者が修正費用を負担する。なお、修正作業を受注者が実施する場合は、事前に受注者と作業実施に関する協議をした上で、契約書第19条に基づき変更する。
2	既存成果の再検討について	道路詳細設計を行う際、貸与された予備設計の成果品が旧基準に基づくものであった。	受注者は新たな基準に基づく再検討が必要かどうか共通仕様書第1105条により発注者へ報告し、その指示を受ける。なお、予備設計の再検討が必要な場合は、契約書第19条に基づき変更する。